

祝金・報奨金制度

- 1 職員等（職員及び準職員、以下同様）が採用された際、採用された職員等に祝い金を、紹介した職員等に報奨金を支給する。
- 2 支給金額と支給時期
 - （１）支給金額
別表１から３に応じた金額を支給する。ただし、採用された職員等が準職員の場合は、別表１の金額に、支給対象期間の実労働時間を１７０時間で除して出た割合を乗じて支給する。
 - （２）支給時期及び支給方法
祝金及び報奨金は一定の期間が経過した月の給与で「祝金」として支給する。
3. 備考
 - （１）採用された職員（準職員）の勤務月数において、一定の欠勤等は除算される。
 - （２）この制度は、採用された職員（準職員）の退職が決まっている場合には適用されない。

令和７年８月２０日施行

別表 1

在籍する職員等から紹介され採用された場合

勤務年数	祝金	報奨金	支給日
入社時		10,000 円	採用月の翌月
3 カ月	10,000 円	10,000 円	入職 3 カ月経過後
6 カ月	25,000 円	50,000 円	入職 6 カ月経過後
1 年	50,000 円	50,000 円	入職 1 2 カ月経過後
2 年	50,000 円	100,000 円	入職 2 4 カ月経過後
2 年間 支給総額	135,000 円	220,000 円	

別表 2

紹介会社（人材紹介・派遣事業所等）を利用し採用された場合

勤務年数	祝金	支給日
3 カ月	10,000 円	入職 3 カ月経過後
6 カ月	10,000 円	入職 6 カ月経過後
1 年	10,000 円	入職 1 2 カ月経過後
2 年	10,000 円	入職 2 4 カ月経過後
2 年間 支給総額	40,000 円	

別表 3

職員等、または紹介会社等を経ず採用された場合

勤務年数	祝金	支給日
3 カ月	10,000 円	入職 3 カ月経過後
6 カ月	10,000 円	入職 6 カ月経過後
1 年	50,000 円	入職 1 2 カ月経過後
2 年	100,000 円	入職 2 4 カ月経過後
2 年間 支給総額	170,000 円	